

# 暦注の昔話

## ——「仁王と賀王」と土用の由来——

小池淳一

### はじめに——本稿の課題と方法

陰陽道の史的展開過程と民俗事象との関わりにおいて、とりわけ

注目されるのは、近世期以降の数多くの大雑書類をはじめとする陰陽道書の版行とその流通である。民俗研究の立場からは、その受容と民俗事象との習合に特に注意する必要がある。さらに近世の暦には多くの暦注が記され、大雑書類によつてその意義が解説され広がっていく状況を考えると、陰陽道系の知識が日常生活に浸透していく機会は、単純に宗教者の媒介によるというよりも、より重層的かつ多面的であったと考えられる。

そのようにとらえた時、暦注に着目することにより、庶民の生活における陰陽道系の知識の様態を明らかにしていくことが可能になると考えられる。しかし、暦注の大部分はやや特殊な名称を持つており、その意味を充分に理解することは比較的困難ではなかつたか、とも推察される。仏教民俗における教理教説の再解釈、民俗的理解

などと同様に生活文化のなかに展開する暦注への感覚やそれによる生活の実状の検討は、その源となつた知識を確認しつつ、広くその具体的様相にも注意して、いわば理論と実践との両面からの考察が必要となる。

本稿は、そうした問題意識に基づいて、暦注の浸透、民俗化を口承文芸を材料として考察しようとするものである。暦注と民俗との関わりについては、三隣亡、半夏生について筆者は既に論じたことがあります、「小池一九九五、一九九八a」、鬼宿日についても注意されている「夏堀一九六五」。ここでは土用について取り上げてみたい。

そのためにまず、土用が主人公の名として登場する昔話「仁王と賀王」の伝承実態に注目する。そこで見いだされる特徴に留意して、土用の民俗認識について整理する。次いで中近世における史資料から土用の伝承を検討し、さらに民俗事象としての土用についても整理検討してみる。こうした作業を経た後、昔話の形式で主張される暦注の意義について最後に考察を加えてみようとする。本稿は、自己完結性が比較的高いとされる昔話の伝承において、その可変部分

に着目して文化史的考究を行なうことで、陰陽道研究と『承文芸研究』との双方に新たな知見を付加しようとする試みである。

### 一 昔話「仁王と賀王」

昔話「仁王と賀王」は『日本昔話大成』においては笑話の巧智譚に分類され、「四八〇 仁王と賀王」「関一九七九・一一〇一一二〇」が与えられ、『日本昔話通観28 タイプインデックス』でも笑い話として「八四三 仁王と賀王」「稻田一九八八・五五四」が与えられている。今日までこの話型に属すると判断される伝承は、およそ、一〇〇以上報告、記録され、その分布も北海道、沖縄を除くとほぼ全国的である。その粗筋を今、『日本昔話通観28 タイプインデックス』によつてみておくと、

①日本の仁王が、唐の賀王のもとに力くらべに行くが、片手で金火鉢をさげる留守番の婆を見て、舟で逃げかける。

②賀王が、舟にいかりを投げかけて引きもどそうとすると、仁王は神仏に祈り、授かつた刃物で鎖を八擦やすりして切る。

③仁王が稍に隠れると、賀王は井戸に映つたその影めがけてとびこみ、仁王に埋められる。

④刃物はやすりと名づけられ、仁王は寺の門番となる。  
という構成となつていて、こうした力自慢の男たちの争いの説話が、笑いの要素、やすりの起源譚等を含みながら展開しているわけである。

この伝承のなかで注目すべきなのが、主人公たちが不思議な名を持つて登場する点である。青森県津軽地方で戦前に採録されたものを具体的に掲げてみよう。

大黒さまは長こそ低けれ、力量自慢にて天竺へ力試しに往き土用の家に至りて其由を告げたるに、折しも土用は外出して母のみ居たるが、其身長は六尺三四寸もあり、土用は今、不在なり暫く待たれよ、やがて間も無く帰り来るといふ。稍ありて山のやうに柴を負ひ来るものあり。大黒さま之を望み見て彼は土用なるべし、かるものと力を比べなば命は殆からむ、勿々暇乞ひして船に乗り冲に逃ぐ。土用は帰宅して母より大黒の事を聞き惜しき事したりとて急いで海岸に至れば、はや大黒の船は彼方にあり、乃ち数百尋もある網に碇をつけて擲げたるに碇は大黒さまの船に中りたれど、幸に大黒さまは怪我もせず辛うじて日本にのがれ着きたるに後より土用は海を游ぎて追ひ来る、さすがは知恵者の大黒さまなり、上陸するや否や、大急ぎに急で深井を掘りて案山子を入れ傍には更に坑を掘りて切り石を多く寄せ其上は板もて蔽ひ隠し、自らは此坑中に潜む。遊び楽し土用は呼べど叫べど大黒様の居らねば、傍らをふと見廻すに井ありて底には人の形せるものあり、さては大黒、此中に潜み居たるかとて井の内側にある横段を下りゆく。大黒さまは、しめたとばかり、坑より出でて積置きたる石片を土用めがけて井底に投げ入れたれば、土用は其大力を用ふる事能はず、十八日間も暑き息を吹きながら、とうとう井底に死にたり。此暑き息の

為に日本国は温かになり今も稻は豊かに実るなり。されば今も

大黒さまの足下には米俵を二つ置て祀る。かの夏の土用を十八

日間とするも亦これより来ると。

日本の大黒と、かの国の土用との力比べは当初の意図とは異なる知恵比べによつて決着がついたとしている。そしてそれはこの説話を土用の起源譚として位置づけることにもなつてゐる。主人公たちの名はあらかじめこうした結果に向けて準備されているのであつた。話型レベルの検討ではそぎ落とされることの多い、可変部分ともいえる主人公の名まえは、このようない不思議なものであり、かつ、それは結果にも密接に関わつてくるのであつた。こうした主人公の名と結果の教えとは、この昔話が伝承の場において果たしてきた機能に関わるものと考えることができよう。各地の昔話伝承のなかでそれを追尋、確認してみよう。

青森県五戸地方では日本の八方ぐれと支那の十方ぐれを主人公とする「十方暮と八方暮」としてこの話が報告されている。ここで語り收めには「八方ぐれは十方ぐれを殺したのでその位を取つて日本に帰つた」という。「〔能田一九五八・一二〇〕」となつていて、土用と同様に暦注である十方暮が主人公公となつてゐる。同じ青森県の下北半島からは佐井村の柳田秀造翁の語る「印度の土用と日本の仁王」が報告されており、日本の力持ちは、仁王であるのに對して、土用は印度の人という設定になつてゐる。結果は「そこで、土用が十八日よりないもんだ。そのインドの土用取らなければ、日本に土用ないんだ。」[國學院民俗文学研究会一九六七・一〇四一一〇]

五」となつていてやはり土用の由来譚となつてゐる。

次に、栃木県芳賀郡の茂木町からは、寒九郎が唐の土用太郎のところへ出かけるという設定の「寒九郎と土用太郎」が報ぜられてゐる。ここでは「それがもとで、土用太郎は二十日も床に臥伏し、寒九郎は三十日も寝てしまえました。それだから土用が二十日、寒が三十日あるということです。」[加藤・高橋編一九七五・九四]と述べられていて、土用の暦注とこの話とが結び付けられていることが確認できる。さらに大島廣志・常光徹両氏による石川県能登半島の『三右衛門話』には「土用と八專」が掲げられていて日本の八專が支那の土用と力比べをするに至つてゐる。末尾近くにやや唐突に「土用には穴を掘るな、八專には木を伐るな」[大島・常光編一九七六・一〇一]と語られているのは、これまでにみてきた報告と同様、暦注の内容がこの話と密接に関わつてゐることを示すものであろう。

以上、管見の範囲で、決して多くはないものの、こうした土用をはじめとするさまざま暦注とその内容が、「仁王と賀王」の話型に属する昔話と関連を持ち、語りの中に相応の位置を占めていたことが確認できた。「仁王と賀王」の話名が与えられるこれらの昔話の伝承は、その二人の力比べとその結果を土用などの暦注に関する知識に移し換えるかたちとして行なわれてきたのであり、それは、庶民の間で行なわれた暦注の解説のありようであつたと判断できるのであつた。換言すれば、昔話を利用した土用の民俗理解は、土用とその対抗者との対立関係として説かれるところに特徴があると判

断できよう。さらに土用がしばしば外来の人物であり、敗れ去った後に暦注として名を残したという語り口になつてゐることも土用の民俗理解として留意しておくべきことのように思われる。

逆に陰陽道史の側からは暦注がこうした昔話の型の中に入り込んでいく様相や意義が検討されなくてはならない。それは昔話の伝承の史的展開を別の方面から照射することにもなるであろう。陰陽道における土用とその説明、由来に関する伝承はどのような内容を持ち、そのような相にあつたのか、こうした昔話に表現される土用の認識などのような差異や類似があるのかを考えなければならない。その点を追究するために、次に昔話から離れ、陰陽道とその周辺の資料から検討を進めてみよう。

## 二 土用をめぐる伝承

中世において陰陽道の枢要基幹の書として選せられたものに『簾籠』がある。正式の名称を『三国相伝陰陽館轄簾籠内伝金鳥玉兔集』といい、作者を安倍晴明に擬することが古くから行なられてきた。今日では、晴明の撰であることは到底、考えられない<sup>(注3)</sup>とし、真言系の僧侶や祇園の社人の関与を想定するが、陰陽道の体系を集約した書物として、重要視され、版行もされ、更には注釈書も作られた。この『簾籠』の巻三には、「八 四季土用事」という項があり、次のような記述がなされている。

三月清明、六月大暑、九月寒露、雪月大寒、各節入十三日目可

註之。若厥内有没日、則可為十九土用。此被敢以不致犯土・造作。殺生・惡行者也。(注4) (後略)

また、同書の別本には、

三月・六月・九月・雪月説十三日目可記之。若十三日内有没日者、十四日目可記之。又土用内没日者、可十九土用者也。然此土用間、犯土・煞生厭之。然或人問曰、以王相死囚老五位慮之、以夏土用、尤可禁之處、夏耕作最中者、土用有誤、故文殊既憐衆生、對黃帝黃龍王、以千金買之、屬冬土用、被誠之、犯土・造作有誤、故四季共間日三日攝出給、此日請土公清涼山給日也。

と記されている。次の「九 土用間日事」には

春巳午酉 夏卯辰申 秋未酉亥 冬寅卯巳

右此間日者、大聖文殊哀憐一切衆生、奉請入土公王子部類眷属清涼山日也。故衆生輒可犯土造作也。

とある。これらの記事から陰陽道における土用の意味づけを探ることができる。すなわち四季にそれぞれ土用は設定され、かつ、その期間は土をいじること、建築などをすること、殺生などが禁じられていたのである。加えて、間日という暦注も併せて設定され、土用の禁忌の例外となっていた。土用と間日の由来としては、判然とはしないものの、「四季土用事」には「然或人問曰」として特に夏の土用の由来が何らかの死と関連するものとして示され、さらに間日は文殊と黃帝黃龍王や土公王子が関わる説話があつたことがうかがえる。

この記述については『簾籠』の注釈書である『簾籠抄』における

「土用ノ間日之事」という解説には「曰ク文前博士ノ日也本地文殊菩薩也依吉日也」と記されていて、文前博士が文殊菩薩の化身であることだけが注記されている。そして、さらにこの『簾幕抄』の末尾には「五帝龍王戰之事」が載せられている。これはいわゆる「五龍王説話」あるいは「五郎の王子譚」と呼ばれる芸能や説話のかたちで陰陽道の原理を説く様式であった。ここでは盤牛大王の五人の王子たちが四季の時間をめぐつて争い、文前博士が四季を領する四人の兄たちから末の五郎に各々、土用を与えることで仲裁を図る。そして間日とは仲裁の労に対して五人の王子たちから文前博士に与えられたものであった。これだけならばさまざまなかたちで伝承されてきた「五龍王説話」の一つに過ぎないのであるが、この『簾幕抄』では「文前博士ト者本地文殊ナル故ニ彼ノ間日ハ文殊ノ領シ玉フ日也此ノ日喻ヘハ惡日指合共不苦吉日ト成日也」とされており、先に見たように文殊菩薩と文前博士とを同一視し、さらにその理由として、この説話が示されていることがわかるのである。<sup>(注8)</sup> この文前（文選）博士が陰陽師の投影であることは既に指摘があるが、ここではさらに『簾幕』の文殊菩薩の間日の記述と重ね合わされているわけである。ここでは土用の期間の禁忌を解消する役割が説話の中の文殊菩薩、文前博士と現実の陰陽師とに与えられており、土用の禁忌とそこからの解放が陰陽師によつて担われていることになつてゐる。土用とその由来を説くことは、陰陽師の力を強調し、印象づけることと同義であったことがわかる。

さらに注意しておくべきなのは、こうした土用の設定に際して、

「土用ノ間日之事」という解説には「曰ク文前博士ノ日也本地文殊菩薩也依吉日也」と記されていて、文前博士が文殊菩薩の化身であることだけが注記されている。そして、さらにこの『簾幕抄』の末尾には「五帝龍王戰之事」が載せられている。これはいわゆる「五龍王説話」あるいは「五郎の王子譚」と呼ばれる芸能や説話のかたちで陰陽道の原理を説く様式であった。ここでは盤牛大王の五人の王子たちが四季の時間をめぐつて争い、文前博士が四季を領する四人の兄たちから末の五郎に各々、土用を与えることで仲裁を図る。そして間日とは仲裁の労に対して五人の王子たちから文前博士に与えられたものであった。これだけならばさまざまなかたちで伝承されてきた「五龍王説話」の一つに過ぎないのであるが、この『簾幕抄』では「文前博士ト者本地文殊ナル故ニ彼ノ間日ハ文殊ノ領シ玉フ日也此ノ日喻ヘハ惡日指合共不苦吉日ト成日也」とされており、先に見たように文殊菩薩と文前博士とを同一視し、さらにその理由として、この説話が示されていることがわかるのである。<sup>(注8)</sup> この文前（文選）博士が陰陽師の投影であることは既に指摘があるが、ここではさらに『簾幕』の文殊菩薩の間日の記述と重ね合わされているわけである。ここでは土用の期間の禁忌を解消する役割が説話の中の文殊菩薩、文前博士と現実の陰陽師とに与えられており、土用の禁忌とそこからの解放が陰陽師によつて担われていることになつてゐる。土用とその由来を説くことは、陰陽師の力を強調し、印象づけることと同義であったことがわかる。

とりわけ夏の土用と農事との矛盾に留意されている点である。今日、土用といえば、夏の土用のみが意識されるが、その期間、土をいじることができないとする禁忌が、現実の生活のなかでは守りにくい。夏の土用は稻作等の農繁期にあたり、犯土の忌みを実践することは極めて難しいのである。このことが、以上の検討の中から『簾幕』が記された時点で既に問題となつていたことがわかる。陰陽師の機能を誇示し、さらにそれを文殊菩薩に結びつけて土用の禁忌と現実との折り合いをつけようとしていたのが中世における土用にまつわる伝承の特徴ということができる。

中世における土用の様相については別の記録からもうかがうことができる。『蔗軒日録』は禪僧、季弘大叔の記した日記であるが、その中で土用に関する記事をいくつか見いだすことができる。そのなかで注目されるのは文明一八年（一四八六）六月一一日に「入土用、以水呑蒜実、俗之常也」[東京大学史料編纂所編一九五三・一九五]とあることで、土用に入ると蒜実を水で呑むことが当時の習俗であつたらしいことがうかがえる。これは同月一九日の条に「今日乃土用中日也、世俗所謂猫兒三ヶ日不知寒云者、土用中日前後三日之事也」[東京大学史料編纂所編一九五三・一九八]とあるように、土用の時期の暑さに対して、薬効のある蒜実を服用するということであろう。それにしても、僧侶である季弘大叔でさえもそうするところに当時の「俗之常」すなわち習俗の根強さを知ることができ、土用が特別な期間であつたことが意識されていたことが確認できるのである。

さらに同書には同じ年の春の土用である四月九日に「土用不炎

脾」[東京大学史料編纂所編一九五三・一六五]と記されており、こ

の時期には四季それぞれの土用が意識されていたことと、その期間にさまざまな禁忌も行われていたことが確認できる。こうした史料は必ずしも庶民層の実状を直接示すものとはいえないものの、土用をめぐる伝承の記録として重要なものといえよう。『簾籠』やその注釈に関する伝承が、土用という暦注の由来や陰陽道のなかの位置づけに関わっていたのに対し、こうした記録からは、土用という暦注が具体的にどのように意識され、生活に関わっていたかをうかがうことができる点で見逃すことができないものである。

### 三 土用の民俗態

中世における土用の由来とその意味づけ、実践の検討に次いで、近世以降の民俗的な土用の様相についても検討を加えておこう。特に、民俗研究のなかで、蓄積されてきた資料から、土用の民俗態とでもいうべき姿を具体的にみておくことは、昔話「仁王と賀王」が土用の由来譚となつていることの背景を考えるために重要な材料ということができよう。

土用の民俗事象のなかにおける様相は、年中行事や生業にまつわるものとして意識され、とらえられることが多い。しかしながら、そうした資料は極めて膨大で、その全てを検討することは容易ではない。ここでは、大まかな傾向をなるべく具体的な内容も併せて掲

げ、確認していくこととしたい。

土用の時期に行われる民俗として第一に挙げられるのは、土用餅などと称して、特別な食品を作るものである。山形県西村郡山西町大井沢からは「土用の丑の日には「土用もち」といつてもちをついて食べる。しかし、「土用に土用餅は犬も食（か）ね、牛（ベコ）コも食（か）ね」とも言われ、気候が暑くあまり食欲をそそるものではなかつたという。」「井之口編一九九〇・六四」といつた報告がある。また埼玉県坂戸市赤尾では「夏の土用には餅を搗く家があつた。「土用餅はハラワタになる」とか「土用の餅は薬になる」といわれている。」「坂戸市教育委員会編一九九五・一八八」とされており、民間の行事として土用が意識され、ハレの食品である餅を作るべき日ととらえられていたことがわかる。

第二に注目されるのは、こうした食品を作るということから容易に推測できるように、土用は農事の節目であり、休日であるというものがある。先に挙げた山形県の置賜地方でも「土用の丑の日に大田植をすると家の中に食べない人（死者）が出るといって忌む」「井之口編一九九〇・六三」とされ、石川県輪島市石休場では「…地祭りの日」といい、地面に杭を打つたり、穴を掘つたりすると地の神の怒りにふれるという。従つて畑打ちも遠慮される。」「皇學館大學郷土研究会編一九七〇・六三」という。これは前節で検討した陰陽道の教理とも通じるところがあるが、ここで注意すべきなのは畑仕事を休むという禁忌の部分であろう。ハレの日は神祀りの日であり、通常の農作業を休まねばならない、ということは民俗事象のな

かで普遍的なものであり、容易に理解できるものである。モチなど  
のハレの食品と仕事を休むということは表裏一体のものと考えるこ  
ともできる。

ただし、前節でも注意したように、それぞれの土地ごとの生業構  
造にもよるが、夏のこの時期に農作業を休むことはそれほど簡単で  
はなかつたものと思われる。こうした暦法上の観念と実際の農事と  
の矛盾の例として「土用中は田んぼに入り、足跡がつくだけでも、  
稲によいといわれた。」[館林市教育委員会文化振興課ほか編一九八  
一・一一]という伝承は理解すべきであろう。酷暑の時期の農事  
の奨励というとらえ方も可能であるが、こうした単純な奨励、勤労  
の勧めというよりも、禁忌に対する手段として、形式的であつても  
田のことを気にするべきであるという表現ではないかと考えられる  
のである。

土用の民俗態として第三に指摘できるのは、この時期に井戸替え、  
井戸浚えを行うというものである。関東でも「土用のうちの七月下  
旬には「土用の井戸掃除」「井戸ハライ」といい、井戸の掃除をし  
た。」[坂戸市教育委員会編一九九五・一八八]といい、北陸でも  
〔（アマツカ）用の前日に「井戸替え」をする。土用の当日になると、死者や怪  
我人が出るといい、これは必ず守らねばならない。」[皇學館大學鄉  
土研究会編一九七〇・六三]としていた。土用の当日を避け、それ  
までにすませようとするのはこの報告がなされた地域では先に見た  
ように土用を「地祭りの日」とし、土をいじることを禁じることか  
らの連想かと思われる。さらにこれらは、盆前の禊の意識とも関連

するものと思われ、年中行事の変遷過程の一資料として考察する必  
要性が感じられる。

第四に注意しておかねばならないのは身体の養生を図ることを奨  
励するもので、この時期の入湯や薬草採取さらに服用を薦めるもの  
である。宮城県栗原郡金成町普賢堂では「この日陽の上らないうち  
に薬草（ヨモギ・ネゴアシ・ドクダミ・センブリ）を採ってきて、  
陰干しして、煎じて飲むと万病の薬になるとか、百色採つて湯に入  
れると体に効くといわれている」[東京女子大学民俗調査団編一九七  
六・八五]といい、山梨県富士吉田市新倉でも「薬草なども土用に  
取つて土用に干すとカビなくてよいといい、効能も強くなるとい  
う。」[富士吉田市史編さん室編一九八八・一三九]と言つた。普賢  
堂ではさらにつつ：丑湯治といつて栗駒町の田代温泉などへ行く。丑  
湯治は一年中湯治したくらい効くとか、日帰りでないと効き目はな  
いといわれている。」[東京女子大学民俗調査団編一九七六・八五]  
とされる。こうした土用の期間の湯治は、近世京都での流行として  
六月の土用中に下鴨神社の宮の前の水を浴びることが盛んに行われた  
「西村一八二四・四五」ことなどから、古くからもてはやされた  
ことといえよう。さらに前節で述べた『蔗軒日録』の蒜寒の服用も  
こうした民俗へと連なるものである可能性がある。

また、富士吉田市新倉で「土用には何でも精のつくものを食べる。  
四ツ足が食えれば一番よいといつて桜肉などを買ってくるが豚肉を  
買って食べる家も昔からあつた。」[富士吉田市史編さん室・一三  
九]ということは、それほど古い民俗とは考えられないが、土用の

期間の民俗的意味づけが背景にあつて生まれたものと考えることはできよう。

以上、土用の民俗として、農事の節目としてのハレの食品や休日あるいは盆行事に類似した井戸替え、さらに薬草取りや湯治といつた諸事象をみてきた。ここで改めて気がつくのは、伝統的な仕事を休み、ハレの食物を摂取するということと、積極的に薬草を探つたり、滋養のあるものを口にするということとは、矛盾する可能性があるということである。既に『蔗軒日録』で、僧侶までが蒜実を呑むという中世の民俗を確認したが、さらに富士吉田市の事例のように肉食を積極的に求めるような民俗の存在を考え合わせると、土用の民俗は精進潔斎を基本とするような伝統的な節目の行事というよりも、夏の暑い時期を乗り切る生活の知恵が投影されているように思われる。匂いの強いものや獸肉を摂取するということは稻作起源の民俗とは考えにくい。このことは土用の暦注の内容が実際の農事の過程とは相容れない要素を持つていたことと併せて土用の民俗の特徴として注意しておく必要があろう。

なお、はやく柳田国男は、暦注がそれらと関連する陰陽道の教理や禁忌と結びついて神として祀られる場合があることを述べ、土用や八專の例を指摘している「柳田一九六九・一三八」が、今日確認できる範囲では、こうした事例は必ずしも一般的ではない。また、土用の期間の民俗を表現する際に、土用三郎といった擬人化した表現をとる場合があり、さらに土用期間中にゴロウの日と称して虫送りをする「井之口編一九六一・四三一四四」といつたりする。これ

は前節でふれた「五龍王説話」が何らかのかたちで民俗にも影響を与えていたと考えることもできるが、本稿ではこれ以上、立ち入りないでおく。また、土用にとりわけ念仏を唱えた「國學院大學民俗研究会一九六一・四三」り、盲僧が土用経を耕地のそばで読む「折口一九六五・四七〇」といった報告は、土用の民俗が形成されていく際に宗教者の関与があつたことを推定させるものである。この点についてもここでは指摘するにとどめておく。

ここでは土用の民俗態の検討を通して、土用という期間が農繁期にあたり、土をいじることを禁じる暦注の本来の意味と折り合いがつきにくいということを確認した。さらに精進を基本とする民間の儀礼とはやや異なつた肉食などを薦める意識も土用にはあることも見てきた。こうした土用の民俗をふまえた上で、再度、土用の由来が、昔話の形式に埋め込まれていることの意味を考察してみよう。

#### 四 昔話の暦注化とその意義

本来、暦注である土用などを主人公の名とする「仁王と賀王」の昔話は、その伝承全体からすれば、ごく少数である。しかしその分布には地域的な偏りはなく、主人公にこうした特殊な命名が行なわれるのには他の理由が想定されなくてはならない。それを考へるために主人公の名として採用された暦注自体に注目してみた。中世の陰陽道書『籠巻』における土用は、四季にそれぞれ土用があり、そこにはさまざまな禁忌と説話とが付随していた。このことは陰陽道

にとつて重要な暦注ではあることを示すものの、その内容は、農耕生活に馴染みにくい部分もあった。とりわけ「五龍王説話」あるいは「五郎の王子譚」と呼ばれる説話は、そうした暦法上の知識を印象深く、根付かせる意図が込められたものであり、そのなかでは陰陽師の力が、文前博士として造型し刻印されていることが確認できた。その点で土用という暦注の説話は陰陽師の存在理由を強く説く性格を持っていたことを知ることができた。

さらに土用という暦注が民俗事象のなかで具体的にどのような相を示しているかについてみてみると、農事の節目として特別な食品を作り、休息をとるという意識があつたが、実際には農繁期にあたり、陰陽道の教理が説くような禁忌を守ることは難しいことが確かめられた。それに加えて、酷暑を乗り切るために薬草を採取したり、湯治を薦める伝承もあつた。とりわけ中世以来の蒜寒を呑んだり、地域によっては肉食さえ推奨されるような民俗は、伝統的な精進潔齋を基本とする年中行事の構成要素とは異質のものを含んでいことがある。これらからは、土用という暦注が庶民生活に浸透する際に、そのまま受け入れられるのではなく、さまざまな再解釈や変容を余儀なくされたということを示している。実際の生活と陰陽道の教理内容との差異が多様かつ複雑な民俗を生成したものと考えられる。

こうした本来の土用の意義と実際の土用の民俗を検討した結果をふまえて、昔話「仁王と賀王」が土用の由来となっていることの意義を考えてみよう。改めて「仁王と賀王」の昔話を見ると、そこに

は二人の大力の力比べが中心であり、結末において土用その他の暦注がいかにもとつてつけられたかのように説明されている。そこでは笑話の様相さえ呈していて、土用などの暦注に対する神秘さや陰陽道の教説を分かりやすく説こうとする意図は希薄であると言えよう。何よりも「五龍王説話」における文前博士のように陰陽師の力を示し、その投影ととらえることができる存在が不在であることは大きな違いである。「仁王と賀王」型の土用由来は陰陽道の色合いが全く失われているのである。これはこの型の昔話に暦注が結びつけられたのが、それほど古いことではなく、さらにそうした改変にあたっては陰陽道の教説が重要視されなかつたことを示しているといえよう。それでも暦のなかで土用という暦注の意義を説くために、中世陰陽道の神話ともいえる「五龍王説話」に代えて、大力の男たちの争いの昔話「仁王と賀王」を換骨奪胎し、主人公の名を土用をはじめとする暦注にしたのではないだろうか。

そうだとすると、そうした作為を行なつたのは陰陽師ではなく、逆に陰陽道の影響をこうむることの少ない集団、階層ではなかつかと推測される。それは、場合によつては宗教者ではなく暦の有用性を喧伝しようとする知識人ではなかつたろうか。このことは近世に陰陽道の知識を否定しながら土用を説こうとする暦注書の記事があることからもうかがえる。岡本一抱子の『年中運氣指南』(正徳五年・一七一五)には「古より暦に土用の間日を付來れり。然れども土用に間日あるの義、その正説を知ず、信じ難しとす。此陰陽家の法にして、用るに足ざるなり」<sup>(注10)</sup>といった記事はこうした知識人の曆

を陰陽道から遠ざけようとする意識の表れとして読むことができよう。その点から、主人公の名を暦注から引用したこうした昔話は、暦注の庶民生活への浸透を示すとともに、暦注の陰陽道離れを示すものもあるということができよう。

昔話「仁王と賀王」の主人公の名が、土用をはじめとする暦注に置き換えられる過程は、生活のなかに暦注が受容されていく過程が投影されているのであり、本来の陰陽道の教理が変容していく様相の例として位置づけることができるのであった。それは見方を変えれば、宗教としての陰陽道から暦や暦注をはじめとする自然の認識や時間の観念を理解するための枠組みとしての陰陽道への変化を示しているともいえよう。

昔話が暦注化していくことの意義はそうした暦注そのものの社会的、宗教的な位相の変化が溶かしこまれている点に求めることができ。このことは口承文芸研究からすれば些末な事象であるが、陰陽道の史的展開過程の問題としては看過することのできない重要な論点どいうことができよう。それは陰陽道系の知識が庶民生活においてどのような意味を持ち、どういった変化を遂げてきたかを考える資料となるからである。

もちろん、口承文芸研究としてもこうした検討は一定の価値を有している。例えば、次に掲げる「ドヨウジロウの話」は新潟県東蒲原郡からの報告であるが、ここでの主人公の名は、どのように解釈されるべきであろうか。

むかしね、ひどく力持ちあつたんだと。

半兵衛って人だつたな。半兵衛っていう人がひんどい（ものすごい）力持ちなんです。そしてね、豊次郎っていう人がね、訪ねて行つたと。三日もかかつて、訪ねて行つたらね、その半兵衛が留守だつたと。さて奥さんのがね

「さあ、どんぞ」

「奥さんさえこんなに力持ちだ、本人——不明——」つて、言う。そのたばこ盆持つて来たのがまあ重たくて四十貫目もあるわな、片手に携えて持つて来たと。そしてね、その豈次郎が驚いてねえ

「奥さんさえこんなに力持ちだ、本人——不明——」つて、言つてすぐ逃げて行つたと。そして今度、家へ帰つてね、きっと訪ねて来るに違えねえって、だからまず訪ねてきたら、隠れる穴掘ろうと思つてね、裏へ毎日毎日穴掘りしてたと。そして今度ね、十八日も穴掘つてたと。いくら深い穴でも、そしたら今度、違えねえ、訪ねてきたと。

「豊次郎いたか」

つて、そうすつと穴掘りしてたつて

「ここだ」

つてその穴へ入れてね、二人まあ、豊次郎穴掘つてたべし、その半兵衛ばね、そこへ押し落としてさ、上から土かけてしまつたと。そしたら今度ね、一人生き埋めにしてしまつたと。

その謂われでその半兵衛三日目から、その蟬が出来る。さて土用が十八日あるつて、俺、その年寄りがよく言つてさつた。

末尾に至つて唐突に土用に言及されるが、豊次郎はあるいは土用

次郎であり、半兵衛は半夏生ではないか、と思われる。すなわちこの昔話は暦注として語られてきた時期があつたのであり、そこからさらに再び、昔話として整えられて主人公の名を人間らしく変容させていったのではないか、と推測される。主人公の名は昔話の伝承研究からすれば、可変部分として遇されることが多いが、本稿で試みた文化史あるいは宗教史との関わりからすれば、やはり相応の意味が宿っているものということができよう。

### おわりに——まとめと今後の課題

暦注としての役割を果たしている昔話としての「仁王と賀王」に着目して、その伝承内容を検討し、さらに土用という暦注の中世における様相、土用にまつわる民俗等について通覧した後に、こうした暦注の昔話とも呼ぶべき伝承からどういった文化史的な読み込みが可能となるかを論じてきた。ここでは、暦注が宗教的な色彩を失い、庶民生活のなかの自然認識や時間観の指標へと変化していくことが見通せた。昔話とその伝承に注目することで、陰陽道の受容と変貌に関する視点を提出できたものと考えている。

これはこれまでに検討してきた三隣亡が憑きものの形態をとることと「小池一九九五」や半夏生がハゲンジイとその死という印象深い擬人化を通して民俗化したこと「小池一九九八a」と並んで、暦注の民俗態、すなわち陰陽道に端を発した暦注の変遷とその特色とを別の角度から明らかにした作業とその成果でもある。特に本稿での引用のものに改めた。以下、「簠簋」の引用に関してはすべて

検討を通して、陰陽道において重視されていた暦注でも実際の庶民生活とうまく折り合いがつかない場合、暦注自体の動搖や新たな説話が希求されることが浮かび上がってきた。これは陰陽道なのか民俗事象なのかはつきりとした判断を下すことが難しい伝承の生成を考えいく手がかりとなると考えられる。特に暦注と説話との関わりは昔話に限定することなく、広範な領域からの検討が今後も必要であろう。

さらに、これからも庶民にとつて陰陽道とはどういった意義があつたのかを考えるために多様な民俗の位相からの検討を継続していく。特に近世以降の知識人層の陰陽道批判や陰陽道離れば通俗科学やそれらの粗型、源流として重要なばかりでなく、経験的蓄積をどのように意識化し、理論として構築していくかについてのモデルの模索としてもとらえることができる。陰陽道の史的展開過程の追究としてはこうした方面の検討が今後は必要と考えている。

#### 【注記】

- (1) 引用は「内田一九七九・六一七」に拠り、異体字は改めた。
- (2) 十方暮とは日に干支を配していく際、互いの五行が相剋する場合をいい、一般に凶日とされる。八方暮については未詳。
- (3) この点については「井本一九五〇」、「中村一九八五・二二三一一二二六」等を参照。
- (4) 引用は「中村一九八五・二九二」に拠った。ただし、漢字は通用のものに改めた。以下、「簠簋」の引用に関してはすべて

同様である。

- (5) 引用は寛永六年菊屋勝太夫板(東北大学図書館蔵)に拠る。
- (6) この「五龍王説話」については「石塚一九七九」、「小池一九八b」、「一九九九」等を参照。なお、「五龍王説話」の再検討を別稿で行う予定である。
- (7) 念のため、寛永六年菊屋勝太夫板(東北大学図書館蔵)『簞簾抄』(下巻)の「五帝龍王戰之事」の全文を紹介しておく。ただし、翻刻にあたって原則として漢字は通用のものに改め、送り仮名は読みやすさを考えて本文中に組み入れた。
- 五帝龍王戰之事
- |          |          |
|----------|----------|
| 一番 青帝青龍王 | 二番 赤帝赤龍王 |
| 三番 赤帝赤龍王 | 三番 黒帝黒龍王 |
| 五番 黄帝黄龍王 |          |

右此ノ五人ノ内前四人ハ男体ニシテ四氣ヲ領シ給事余ニ如レ謂爾ルニ今謂所者第五黄帝黄龍王后金吉女ヲ懷妊ノ時節盤牛他界ニ移ラントシ給時金吉女胎内ノ子ニモ讓ヲシ給へト有故ニサラバ讓ラントノ給フ必ス胎内ノ子ハ者女子ナルベシト思召シテ一二ハ八尺ノ懸帯花形萬ヲ結也二ニハ五尺ノ髪仏菩薩等ノ花カヅラナリ三ニハ花形ノ唐ノ鏡七十面八角ニシテ八方ヲ見ル也四ニハ眉間赤ノ劍はヲ娑縛賀ノ劍共云五ニハ初生衣ノ鎧是ヲ宇浮絹ノ鎧共云百歳ノ人著テモ或ハ二三歳ノ人著テモ似合スル鎧也ト云己上此ノ五ツヲ譲給ト云姫宮生長シテ思召様ハ我独リ處領無シトテ先第一ノ王子ハ云様ハ何モ處領配分有リ我ニモ割分給レト有ケレバ太郎ノ王子ノ曰ク我ハ春三月ヲ譲り得ナガラ草無ノ時ノ事ナレバ叶イ

難シト云給其後第二ノ王子ニ所望有ケレバ是モ夏三月ヲ譲り得青草時ノ事ニシテ叶ヒ難シト有レバ其後第三ノ王子ニ所望有レ共舍兄達サヘ分給ハザルニ争力我等ハ進スベキト仰有レハ第四ノ王子ヘ所望有是モ冬三月ノ雪霜ノ時分ナレバ分ケ与フル事有間敷ト有レハ妃宮ノ思食スヤウハサテハ腕次第二給リ置ントテ鎧劍ハ譲リ得タリ拠口無シトテ歲徳歲徳合等ノ四十八人ノ王子達ヲ上首トシリ千若干ノ眷属ヲ引具シテシント河ノ辺リニ陳ヲ取五郎ノ王子モ打立ハクシユ恒河ノ辺リニ魚鱗鶴翼ノ陳ヲ取ル互ニ勝負ヲ決ゼント擬シテ闘詩局リ無去ル程ニハクシユ恒河ニ血ノ流ル事限リ無然ル間天ノ帝釈此ノ気ヲ見合テ文前博士ニ仰テ占セシム件ノ義ヲアリヽト占ヒ得キ其後帝釈ヨリ文前博士ヲ遣シ極其ノ太郎ノ王子モ十八日分給ハ又二郎ノ王子モ十八日分給ハン三郎ノ王子モ四郎モ同ク分給ヘト拔ヲナシ給二依テ五帝龍王何モ七十二日宛也五人ニ何モ等分ニ扱キ然ト雖モ妃宮仰有様ハ我レニモ月ヲ給ランニハ無事ニ成シ難キト怒給故ニ小ノ月ノ浮キ日ト滅日ト没日ト此ノ三取合テ三年ニ一度ノ潤月ト号シテ黄帝黄龍王へ進給故ニ和睦有妃宮ヨリ文前博士ニ今度ノ礼トシテ千金ヲ出セ共取ラズ我ニモ日ヲ給レト有ニ依テ四十用ヨリ三日宛ノ日ヲ間日ト号シテ取給文前博士者本地文殊ナル故ニ彼ノ間日ハ文殊ノ領シ玉フ日也此日喻ヘハ惡日指合共不レ苦吉日ト成日也意ハ四土用ヨリ三日ツ、ノ間日ヲ請取給ハ一切衆生ヲ哀憐シテ衆生ニ輒ク使ヘキ為ノ日ナルニ依テ大吉也ト云四季ヨリ十八日宛ト者四土用ノ事也妃宮領シ給日也

(8) この点及びその変容については「小池一九九八b・七〇一七一二」を参照。

(9) 第四節で述べるよう、本稿では暦注の民俗化において宗教者の媒介を経ない過程があることを主張している。しかし、

これは宗教者の介在や活躍の可能性を全く否定するものではなく、多様な民俗形成の様相をとらえる際の一視点として、本稿では書物や知識人層の意義を提示することに主眼がある。陰陽道に端を発したと思われる民俗事象の展開は重層的であり、時には錯綜していることを充分にふまえなければならぬこととはいうまでもない。

(10) 引用は「小池一九九七・四一一四二」に拠り、句読点を補つた。

(11) 対立を止揚する宗教者の存在を誇示する「五龍王説話」と比べて、対立がそのまま暦法に投影されていく「仁王と賀王」は、庶民にとっての陰陽道觀を示すものとも考えられる。その点、陰陽道の思想を善惡の対立、陰陽のバランスをとることにあつたとする宮田登の見解【宮田一九九九・一三一】――三四】は示唆的であり、さらなる検討の必要性を感じさせる。

(12) 引用は「國學院大學民俗文学研究会編一九七九・一一〇一一二】に拠つた。

#### 〔参考・引用文献〕

- 石塚尊俊 一九七六 「五行神楽の分布と源流」(本田安次博士古稀記念会編『芸能論纂』、錦正社、二四九――一六三頁)
- 稻田浩一 一九八八 『日本昔話通観28 タイプインデックス』(同)

朋舎出版)

井之口章次編集代表 一九八九 『日本昔話通観27補遺』(同朋舎出版)

一九六一 井之口章次編集代表 一九八九

一九六一

『年刊民俗探訪岡山県川上郡備中町旧湯野村・茨城県久慈郡大子町黒沢村』(國學院大學民俗学研究会)

一九九〇

『平成元年度民俗探訪山形県西村山郡西川町大井沢・山梨県東山梨郡三富村』(國學院大學民俗学研究会)

一九五〇 井本 進 一九五〇

『簞篋内傳金烏玉兔集成立の研究』(『科学史研究』一三号、日本科学史学会、四一―四四頁)

一九七九 内田邦彦 一九七九

『津輕口碑集』(歴史図書社、初刊は一九二九)

九

大島廣志・常光徹編 一九七六

『三右衛門話・能登の昔話』(桜楓社)

折口信夫 一九六五

『壹岐民間伝承採訪記』(『折口信夫全集(第一五巻)』、中央公論社、四二三十四七八頁、初出は一九二九・三〇)

一九七五 加藤嘉一・高橋勝利編 一九七六

『下野昔話集』(岩崎美術社)

一九九五 小池淳一 一九九五 から一』(『文經論叢』三〇卷三号、弘前大

- 学人文学部、二二一—三四〇頁)
- 一九九七 『「年中運氣指南」—翻刻(下)』—(『文經論叢』三三卷三号、弘前大学人文系学部、二五—四八頁)
- 一九九八 a 「半夏生攷—曆注の民俗化の一例として—」(『文經論叢』三三卷三号、弘前大学人文系学部、九三一—一〇七頁)
- 一九九八 b 「はじめのはなし—青森県下北半島における能舞起源譚の構成—」(『承文藝研究』二二号、日本承文藝學會、六五—一六頁)
- 一九九九 「神を名づけた話—山の神出産譚と陰陽道と—」(『國文學—解釈と教材の研究』) 四四卷一四号、學燈社、四一—一四六頁)
- 皇學館大學郷土研究会編
- 一九七〇 「信濃國遠山の民俗 能登國珠洲・石休場の民俗」(同会刊)
- 國學院大學民俗文学研究会編
- 一九六七 『傳承文藝第五号 下北地方昔話集』(同会刊)
- 柳田國男 一九六九 『筑摩書房、一一一六一頁、初刊は一九一〇年(このい・じゅんいち)弘前大学)』
- 坂戸市教育委員会編
- 一九七一 『あかばねの民俗』(館林市教育委員会)
- 一九七九 『日本昔話大成(第九卷)笑話』(角川書店)
- 一九七六 『普賢堂の民俗』(同刊)
- 東京女子大学民俗調査団編
- 一九五三 『大日本古記録 薩軒日錄』(岩波書店)
- 中村璋八 一九八五 『日本陰陽道書の研究』(汲古書院)
- 夏堀謹二郎 一九六五 『キシクサンとアホバラサン』(日本民俗学会報)三九、日本民俗学会、二九一—三五頁)
- 西村遠里 一八二四 『閑窓筆記』(日本隨筆大成編輯部編)日本隨筆大成(第二期一〇卷)、吉川弘文館、三八七—一四二二頁)
- 能田多代子 一九五八 『手つき姉さま』(未来社)
- 富士吉田市史編さん室編
- 一九八八 『新倉の民俗—富士吉田市新倉』(富士吉田市)
- 宮田 登 一九九九 『冠婚葬祭』(岩波書店)
- 柳田國男 一九六九 『石神問答』(定本柳田國男集(第一一卷))、筑摩書房、一一一六一頁、初刊は一九一〇年(このい・じゅんいち)弘前大学)